

世田谷区告示第151号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月16日

世田谷区長 保坂展人

1 番号

(1) 45-Z327

(2) 45-Z328

2 区間

(1) 世田谷区玉川四丁目1624番7地先無番から1608番7地先無番まで

(2) 世田谷区玉川四丁目1608番4地先無番から1611番地先無番まで

3 用途

(1) 区管理水路

(2) 区管理水路

案内図

 新たに設置する区管理水路

街区 玉川四丁目5番

